

## 障がい者の権利を保障する新たな総合福祉法の制定を求める意見書

国は平成22年1月7日、障害者自立支援法違憲訴訟の原告ら71名との間で、速やかに応益負担制度を廃止し、遅くとも平成25年8月までに、障害者自立支援法を廃止し新たな総合的な福祉法制を実施するとの基本合意に至った。

基本合意が実現されるためには、平成21年12月から、内閣府の障がい者制度改革推進本部のもと進められている制度改革が、真に障がい者の権利保障に資するものとして結実することが重要である。

障がい者制度改革推進会議による「障害者制度改革の推進のための基本的な方向（第一次意見）」（平成22年6月7日）では、障がい者制度改革の基本的な考え方として、「責任を分担し、必要な支援を受けながら、自らの決定・選択に基づき、社会のあらゆる分野の活動に参加・参画する主体としてとらえる。」ことが示されている。

また、泉南市でも第3次障害者計画及び第3期障害福祉計画では「ノーマライゼーション」「リハビリテーション」「インクルージョン」の考え方をさらに進め、「障害のある人が住み慣れた地域で家族や近隣の人々とともに、安心して暮らすことができるよう、障害のある人の権利や尊厳が保持され、必要なサービスや支援が整い、その人が望む生活を送ることができる社会の実現をめざします。」としている。

このように障がい者が自ら選んだ地域で、自らの選択で必要な支援を受け、利用できること、そして何よりも障がい者が個々の状況に応じ自立生活を送り社会活動に参加できる社会の実現こそ待たれている。

よって、国及び政府に対し、障害者総合福祉法(仮称)の確実な成立、施行を行い、障がい者が自ら選んだ地域で自分らしく暮らせる社会を実現するため、下記の次項を実施されるよう強く要望する。

### 記

- 1、障害者総合福祉法(仮称)制定にあたり、障がい者制度改革推進会議及び総合福祉部会が取りまとめる新たな総合福祉法についての意見、提言を尊重し、障がい者ら当事者の意見を十分に反映させること。
- 2、障害者総合福祉法(仮称)において、障がい者の自立した地域生活が可能となる質的・量的に充実した障がい福祉施策の提供体制を確立すること。
- 3、障害者総合福祉法(仮称)制定にあたり、障がい者福祉制度を充実させるため地方自治体の財源を十分確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年6月26日

泉南市議会